令和3年7月18日執行

智頭町議会議員一般

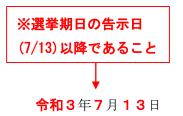
選挙公営関係書類 様式 記載例

※様式に記載すべき候補者の氏名は、 通称ではなく本名とすること。

※ハイヤー契約

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書



(EII)

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	契 約 運送契約期間	内 容 運送契約金額	備	考
令和3年 6月10日	八頭郡智頭町○○●●番地 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○	令和3年7月 8日~17日	550, 000 円		

2 1に掲げる場合以外の場合

仮に1日につき55,000円(税込)の契約

項目		l	で 7/8~7/17	の 10 日間の	契約をした場		
区分	契約年月日		所亚のに伝人 代表者の氏名	借入期間等	契約金額	煝	考
自動車の借入					円		
れ					円		
					円		
運転手の雇用					円		
					円		
					円		
燃料代					円		
					円		
					円		

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。な お、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

※ハイヤー契約

様式第10号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者

智頭 太郎

(EII)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)

1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合

2 左に掲げる場合以外の 場合

運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ 八頭郡智頭町○○●●番地

株式会社〇〇〇

っては代表者の氏名	代表取締役	0000	
車種及び自動車登録	運送等年月日	運送等金額	備考
番号又は車両番号	建 区等十月日	理	/m <i>与</i>
鳥取 500 ひ 1234	R3. 7. 13	55, 000 円	
"	R3. 7. 14	55, 000 円	
"	R3. 7. 15	55, 000 円	
"	R3. 7. 16	55, 000 円	
"	R3. 7. 17	55,000円	

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送 事業者等に提出してください。
 - 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に 支払を請求することはできません。
 - 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円 (1)
 - (1) 以外の場合 (2)

15,800 円

- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)と それ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の2) とのいずれもが締結された場合には、町費負担 の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約に みについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定 する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した 選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできませ λ_{\circ}

※ハイヤー契約

様式第13号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月13日

智頭町長 様

※契約書に押印した印鑑

住所 八頭郡智頭町○○●●番地

氏名(又は名称) 株式会社〇〇〇

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 OOOO

(EII)

1 請求金額 275,000 円 ←

1日の契約単価が55,000円の場合

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 举 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ΔΔΔΔ

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

口座名 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車 燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により 自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
	円 台 円	円 台 円	円	
令和3年7月13日	55, 000 × 1 =	$(64, 500) \times (1) =$	55, 000	
	55, 000 円	64, 500 円		
	円 台 円	円 台 円	円	
令和3年7月14日	$55,000 \times 1 =$	$(64, 500) \times (1) =$	55, 000	
	55, 000 円	64, 500 円		
	円 台 円	円 台 円	円	
令和3年7月15日	55, 000 × 1 =	$(64, 500) \times (1) =$	55, 000	
	55, 000 円	64, 500 円		
	円 台 円	円 台 円	円	
令和3年7月16日	55, 000 × 1 =	$(64, 500) \times (1) =$	55, 000	
	55, 000 円	64, 500 円		
	円 台 円	円 台 円	円	
令和3年7月17日	55, 000 × 1 =	$(64, 500) \times (1) =$	55, 000	
	55, 000 円	64, 500 円		
計			275, 000 円	

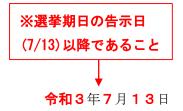
注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

仮に1日につき55,000円(税込)の契約で7/8~7/17の10日間の契約をした場合

※個別契約

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書



智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

(EII)

1 一般乗用力

以下は、仮に

契約年月日

- ① 1日につき 10,000円で 7/13~7/17 までの 5日間自動車の借入れ契約をした場合
- ② 1日につき 12,500円で 7/13~7/17までの 5日間運転手の雇用契約を した場合
- ③1 リットルにつき 140 円の単価で燃料供給の契約をした場合

2 1に掲げる場合以外の場合

項目		契約の相手方の氏名又は	契 約	内 容	
区分	契約年月日	名称及び住所並びに法人	借入期間等	契約金額	備考
		にあっては代表者の氏名	旧八朔间守	关羽並領	
自動車の借入	令和3年	八頭郡智頭町○○●番地	令和3年		
れ	5 年 6 月 10 日	株式会社〇〇〇〇	7月13日	50,000円	
	0 7 10 11	代表取締役 〇〇 〇〇	~17 日		
運転手の雇用	令和3年	八頭郡智頭町○●●番地	令和3年		
	で作る牛 6月10日	〇〇 〇〇	7月13日	62, 500 円	
	0 710 0	00 00	~17 日		
燃 料 代	会和 2 年	八頭郡智頭町●●●番地	₱ ₩ 500		
	令和3年	株式会社〇〇〇〇	鳥取 500		140 円/ℓ
	6月10日	代表取締役 〇〇 〇〇	わ 4321		

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

※それぞれの契約書の内容と一致すること

※個別契約

様式第10号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当する方の番号に してください。)	○を	1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合 場合					
運送事業者等の氏名又	は名	八頭郡智頭町	○○●番地				
称及び住所並びに法人	にあ	株式会社〇〇	00				
っては代表者の氏名		代表取締役	0000				
車種及び自動車登録	温	·	海	送等	A 宛	備	孝
番号又は車両番号	連	送等年月日	連 2	区 守	金 額	17用	考
鳥取 500 わ 4321		R3. 7. 13		50, 000	円		
"		~R3. 7. 17					

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送 事業者等に提出してください。
 - 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に 支払を請求することはできません。
 - 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合

15,800 円

- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)と それ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、町費負担 の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約に みについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、町費負担の対象となるのは候補者の指定 する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合における候補者の指定した 選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできませ ん。

※個別契約

様式第13号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月13日

智頭町長様

※契約書に押印した印鑑

(EII)

住所 八頭郡智頭町○○●番地

氏名(又は名称) 株式会社〇〇〇〇

(法人にあっては代表者の氏名)代表取締役 〇〇〇〇

1 請求金額 50,000 円

1日の契約単価が10,000円の場合

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 举 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 🛕 🛕

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

口 座 名 株式会社OOOO 代表取締役 OOOO

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車 燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により 自動車を使用した場合)

(1)自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備	考
	円 台 円	円 台 円			
令和3年7月13日	$10,000 \times 1 =$	$(15, 800) \times (1) =$	10,000 円		
	10,000円	15,800 円			
	円 台 円	円 台 円			
令和3年7月14日	$10,000 \times 1 =$	$(15, 800) \times (1) =$	10,000 円		
	10,000円	15,800 円			
	円 台 円	円 台 円			
令和3年7月15日	$10,000 \times 1 =$	$(15, 800) \times (1) =$	10,000 円		
	10,000円	15,800 円			
	円 台 円	円 台 円			
令和3年7月16日	$10,000 \times 1 =$	$(15, 800) \times (1) =$	10,000 円		
	10,000円	15,800 円			
	円 台 円	円 台 円			
令和3年7月17日	$10,000 \times 1 =$	$(15, 800) \times (1) =$	10,000 円		
	10,000円	15,800 円			
計			50, 000 円		

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

仮に1日につき10,000円(税込)の契約で7/13~7/17の5日間の契約をした場合

様式第4号(第3条関係)

選挙運動期間を通じた確定金額での申請となるため提出は選挙期日以降となる

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和3年7月22日

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎 印

次の自動車燃料代につき、智頭町の議会議員及び長の選挙に **※契約書に押印した印鑑** 関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 **令和3**年**6**月**10**日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

八頭郡智頭町●●●番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

鳥取 500 わ 4321

4 確認申請金額 14,000 円 ← 限度額 37,

限度額 37, 800 円以内であることを確認

区	分	購	入	金	額		左のうち確認済又は確認申請金	額
前回までの累積金額						円		円
(a)					0		0	
今回の購入金額						円		円
(b)			1 4	, 00	0		14,000	
燃料代計 (a)	+					円		円
(b)			1 4	, 00	0		14,000	
備	考			Λ				

- 注 1 この申請書け、婚料供給業者でした別な

担の対象となるものの確認を

3 「燃料のd 又は車両番号」には、契約届 出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載して ください。

様式第7号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号年 月 日

印

智頭町選挙管理委員会委員長

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条第2号イの規 定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 智頭 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 鳥取 500 わ 4321
- 4 確認金額 14,000 円
- 注 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、町に支払を請求する場合には、選挙運動用自動 車使用証明書 (燃料) とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、町費の支 払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限ら れています。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

様式第10号(その2)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

令和3年7月22日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

		•						
燃料供給業者の氏	名又は	八頭郡智頭町	丁●●●看	≸地				
名称及び住所並び	に法人	株式会社〇	0000					
にあっては代表者	の氏名	代表取締役	₹ OO	00)			
燃料供給年月日	選挙運動	共給を受けた 助用自動車の 登録番号又は 号	燃料供	給量		燃料	供給金額	当該自動車の走 行距離計に表示 された走行距離
R3. 7. 13	鳥取 500	りわ 4321		20	Q	2,	800円	1,000 km
R3. 7. 14		"		20	Q	2,	800円	1, 200 km
R3. 7. 15		"		20	Q	2,	800円	1,400 km
R3. 7. 16		<i>II</i>		20	Q	2,	800円	1,600 km
R3. 7. 17		<i>II</i>		20	Q	2,	800円	1,800 km
生 1 この確認書は、使用の実績に基づいて、燃料供約 だごとに別々に作成し、給油伝票 (

※燃料代の証明を受けていただく場合、給油伝票の写しを添付していただく際、次の点に注意してください。

- ●契約業者の給油所から発行されたものであると確認できること
- ●給油日、給油を受けた自動車ナンバーの下4桁の数字、給油量、給油金額が確認できること(手書きでも可)
- ●給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求書内訳書の給油日ごと の記載内容と一致すること

様式第13号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月23日

智頭町長様

※契約書に押印した印鑑

(EII)

住所 八頭郡智頭町●●●番地

氏名(又は名称) 株式会社〇〇〇〇

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

仮に1リットル140円の単価で契約し、 100リットルの燃料供給を受けた場合

1 請求金額 14,000 円 ◀

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 举 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ΔΔΔΔ

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

□ 座 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ○〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車 燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により 自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和3年 7月13日	鳥取 500 わ 4321	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月14日	"	円 ℓ 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月15日	"	円 0 円 140 × 20 = 2,800 円			
令和3年 7月16日	"	円		計と(イ)の い方の額を記	
令和3年 7月17日	"	円 ℓ 円 140 × 20 = 2,800 円			
計		14, 000 円	14,000 円	14,000 円	

- 注 1 (イ)の計の欄には、確認書に割せされた額の合計を記載とください。
 - 2 仮に 1 リットル 140 円 (税込) の単価で契 約し 100 リットルの燃料供給を受けた場合

- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第10号(その3)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

令和3年7月23日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 **智頭 太郎** 印 ▲

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和3年7月13日	12,500 円	
令和3年7月14日	12,500 円	
令和3年7月15日	12,500 円	
令和3年7月16日	12,500 円	
令和3年7月17日	12,500 円	

注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転がごとに別々に作成し、候補者から運転手

に提出してくださ

仮に1日につき、12,500円の契約で

2 運転手が町にす 運転手雇用をした場合

が付してください。

3 この証明書を発力を表現している。 この証明書を発力を持ていることはできません。

- 4 町費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、町費負担の対象となるのには候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

様式第13号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月23日

智頭町長様

※契約書に押印した印鑑

(EII)

住所 八頭郡智頭町○●●番地

氏名(又は名称) 株式会社〇〇〇〇

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

1 請求金額 62,500 円

1日の契約単価が12,500円の場合

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 🛕 🛕

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

口座名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車 燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により 自動車を使用した場合)

(3)運転手

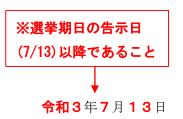
雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和3年7月13日	12, 500 円	12,500 円	12, 500 円	
令和3年7月14日	12, 500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月15日	12, 500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月16日	12, 500 円	12,500 円	12,500 円	
令和3年7月17日	12, 500 円	12,500 円	12, 500 円	
計			62, 500 円	

いずれか少ない方の額を記載してくださ

注 仮に1日につき、12,500円の契約で 運転手雇用をした場合

様式第2号(第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書



智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

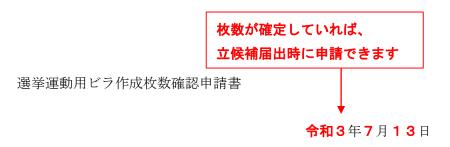
次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって	契約	内容	備考
	は代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	
R3. 6. 10	鳥取市■■○○番地	1,600枚	8,800円	
	株式会社▲▲印刷			
	代表取締役 〇〇〇〇			
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に契約した枚数、金額を記載 ※仮に1枚5.5円で1,600枚の作成契約を した場合

様式第5号(第3条関係)



智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 **智頭 太郎** ⑩ **↑** 長の選挙に **※契約書に押印した印鑑** 関す

次のビラ作成枚数につき、智頭町の議会議員及び長の選挙に る条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 **令和3**年**6**月**10**日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鳥取市■■○○番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

区分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数	枚	枚
(a)	0	0
今回の枚数	枚	枚
(b)	1, 600	1,600
枚 数 計 (a)+	枚	枚
(b)	1, 600	1,600
備考		

- 注 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について町費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第8号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号年 月 日

印

智頭町選挙管理委員会委員長

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 智頭 太郎
- 3 確認枚数 1,600 枚
- 注 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、町に支払を請求する場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者 智頭 太郎

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

※契約書に押印した印鑑

(EII)

ビラ作品	は業者の!	5名又は	名称及	鳥取市■■○○番地		
び住所主	なびに法。	人にあっ	ては代	株式会社▲▲印刷		
表者の日	氏名			代表取締役 〇〇〇〇		
作	成	枚	数	1, 6	0 0	枚
作	成	金	額	8, 8	0 0	円
備			考			

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その 他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成 金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者 からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に 添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、 町に支払を請求することはできません。
 - 4 1人の候補者を通じて町費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく町費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数の上限

町長 5,000枚 町議会議員 1,600枚

(2) 限度額

7円51銭×(1)又は確認された作成枚数の少ない方=限度額

様式第14号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月23日

智頭町長様

※契約書に押印した印鑑

住所 鳥取市■■○○番地

氏名(又は名称) **株式会社▲▲印刷**

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

1 請求金額 8,800 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ΔΔΔΔ

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

□ 座 名 株式会社▲▲印刷 代表取締役 〇〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

	作成金額			基準限度額	頁	請求金額			
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	В	$A \times B = C$	D	Е	$D \times E = F$	G	Н	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5. 5	1, 600	8, 800	7. 51	1, 600	12,016	5. 5	1, 600	8, 800	

注 1 D欄には、7円51銭を記載してください。

- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

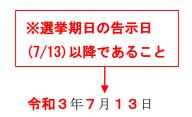
※単価契約でなければ、金額を枚数で割り戻して算出(割り切れなければ小数点第3位以下を切り捨て)

※BとEを比べて少ない方の枚数を記載

※AとDを比べて少ない方の金額を記載

様式第3号(第2条関係)

選挙運動用ポスター作成契約届出書



智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者

智頭 太郎

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。※契約書に押印した印鑑

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって	契約	内容	備	考
	は代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額		
R3. 6. 10	鳥取市■■○○番地	枚	円		
	株式会社▲▲印刷	7 0	98,000		
	代表取締役 〇〇〇〇				
		枚	円		
		枚	円		
		枚	円		
		枚	人		

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に契約した枚数、金額を記載 ※仮に1枚1,400円で70枚の作成契約を

した場合

様式第6号(第3条関係)

枚数が確定していれば、 立候補届出時に申請できます 令和3年7月13日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

智頭町選挙管理委員会委員長 様

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙 候補者 **智頭 太郎** 印

次のポスター作成枚数につき、智頭町の議会議員及び長の選 **※契約書に押印した印鑑** 担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和3年6月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鳥取市■■○○番地 株式会社▲▲印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 70 枚 ▼ 限度枚数 89 枚以内であることを確認

区 分	作	成	枚	数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数				枚	枚
(a)				0	0
今回の枚数				枚	枚
(b)				7 0	7 0
枚 数 計 (a)+				枚	枚
(b)				7 0	7 0
備考					

- 注 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について町費負担の対象となるものの 確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第9号(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号年 月 日

印

智頭町選挙管理委員会委員長

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第12条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 智頭 太郎
- 3 確認枚数 70 枚
- 注 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、町に支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

様式第12号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

令和3年7月13日

令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

候補者

智頭 太郎

(EII)

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します

※契約書に押印した印鑑

ポスター作成業者	の氏名	又は名	鳥取市■■○○番地
称及び住所並びに	法人に	あって	株式会社▲▲印刷
は代表者の氏名			代表取締役 〇〇〇〇
作 成	枚	数	70 杉
作 成	金	額	98, 000 F
当該選挙区(当該	選挙が	行われ	
る区域)における	ポスタ	一掲示	5 6 箇所
場数			

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納 品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月 日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。) の写 しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - 2 ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを 請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成 業者は、町に支払を請求することはできません。
 - 4 1人の候補者を通じて町費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく 町費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数の上限 (1)

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×1.6枚

(2)限度額

62,100 円+525 円 06 銭×ポスター掲示場数

単価… 1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価×確認された作成枚数=限度額

様式第15号(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年7月23日

智頭町長様

※契約書に押印した印鑑

住所 鳥取市■■○○番地

氏名(又は名称)**株式会社▲▲印刷**

EI

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

1 請求金額 98,000 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 举 名 令和3年7月18日執行 智頭町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 智頭 太郎

振込先 金融機関名 ΔΔΔΔ

本・支店名 ΔΔΔ

預金種別 🛕

口座番号 000000

□ 座 名 株式会社▲▲印刷 代表取締役 〇〇〇〇

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動 用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポ スター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の 写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求內訳書

選挙区(選挙が行わ	作成金額			基準限度額						
れる区域)における	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	備考
ポスター掲示場数	A	В	$A \times B = C$	D	Е	D×E=F	G	Н	$G \times H=I$	
F G	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5 6	1, 400	70	98, 000	1, 634	89	145, 426	1,400	▲ 70	98, 000	

注 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に

記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。 62,100円+525円06銭×ポスター掲示場数

- …1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※BとEを比べて少ない方の枚数を記載

※AとDを比べて少ない方の枚数を記載

《 参考資料 》

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動用自動車	ハイヤー契約		印紙税法別表第1 1-4運送に関する契約書 10万円以下 10万円超~50万円以下 50万円超~100万円以下	200 F 400 1,000	円	
		自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外			
		燃料供給	単価契約は3ヶ月以内は印紙税法の対象外			
	個別契約	運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主 上記「印紙税法別表第1 1-4運送に 約書」に該当する		-	
選挙運動用ビラの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 100 万円以下のもの	200	円	
選挙運動用ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 100 万円以下のもの	200	円	